

保護者各位

福島県立石川高等学校長

夏季休業中における生徒指導について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、夏季休業を迎えますが、例年この時期はレジャーや様々な行事等から外出する機会が増え、問題行動を起こしたり被害に遭ったりするケースが多くなっています。

つきましては、お子様の事故防止と問題行動未然防止に万全を期すため、本校では下記事項について指導しますので、内容を御理解いただき御家庭でも御指導くださいますようお願いいたします。

1 問題行動の未然防止について

(1) 不必要な夜間外出や無断外泊はさせないで下さい。

→問題行動の多くは、同じ地域の友人など複数が集まる中で、「夜間」に発生しています。

(2) アルバイトに関しては就労の安全や時間帯などを把握して下さい。

→・労働基準法（未成年者の深夜業の禁止）

・青少年健全育成条例（午後10時以降は深夜徘徊で補導の対象になります）

※アルバイトは学校に届け出を提出し、きまりを守って行わせて下さい。

(3) 性被害や、性の逸脱行為の未然防止に努めて下さい。

→公（おおよけ）の場所では、周囲の人の迷惑にならないように、また不愉快な思いにさせないように行動すること。

2 携帯電話を利用した非行事故の防止について

(1) SNS（Line・mixi・GREE・モバゲー・Facebook・Twitterなど）で知り合った人間関係からのトラブルが多発しています。

SNSで知り合った人間関係から、深夜徘徊などの問題行動や、暴力・性被害や金銭強要の被害に遭うケースが増えています。

(2) 様々な有料サービスの使いすぎによるトラブルが発生しています。

有料サービスの使用料金が、クレジットカードが無くても携帯電話通信料と同時に請求されることから、未成年の有料サービスの使いすぎが多く見られます。有料サービスへのアクセス制限や使用料金の上限の設定などの対策をとって下さい。

(3) ウイルス対策ソフトの導入・フィルタリングの設定を

悪質なサイトへ誘導し、金銭被害に遭うケースやコンピュータウイルスの感染による個人情報の流出などのケースが見られます。ウイルス対策ソフトの導入・フィルタリングの設定を必ず行って下さい。

3 交通事故防止について

(1) 「4+1ない運動」の趣旨を十分理解させて下さい。

・子どもは「免許を持たない・車を持たない・運転しない・家族以外の車に乗せてもらわない」

・保護者は「子どもの要求に負けない」

(2) 自転車による事故を防止するため、常に注意喚起させて下さい。

・平成27年6月1日より道路交通法が一部改正され、「自転車運転者講習制度」が施行されました。これまで以上に自転車運転に関する法令遵守が求められます。高校生であっても例外ではありません。右側通行・2人乗り・傘を差しての運転、携帯電話やヘッドフォンを使用しながらの運転などは道路交通法違反です。今年度に入り県内の高校生が自転車安全運転義務違反により違反切符を切られている実態があります。また、中島村で高校生の自転車乗車中による交通死亡事故が発生しておりますので、ご家庭でも十分な交通安全教育を行って頂きますようにご協力をお願いします。

4 わいせつ及び声かけ事案について

(1) 夏季休業中は、各地域で夏祭りや花火大会などイベントが多く開催されます。帰宅時間が遅くなると上記のような被害に遭うことが考えられますので、下校中や夜間に一人で歩かないなどの対策をお願いいたします。

| | | |
|----------|------|----------------|
| 県立石川高等学校 | 電話番号 | : 0247-26-1656 |
| 石川警察署 | 電話番号 | : 0247-26-2191 |